健康経営事業所の認定基準と、当院の取り組みをご紹介します。

基準 1：健診及び有所見者への対応

職員の健康診断は全職員対象の定期健診（年 1 回）と特定業務従事者健診（年 2 回）を実施しています。

院内で実施するため、受診率は常に 100%です。有所見者の再検査についても、院内、院外いずれで検査を受けても所定の用紙で結果の提出を促し、提出がない方へは個別に連絡を取り受診を促します。

基準 2：事業主による主導的な健康づくりの推進

病院主催で定期的に実施しているレクリエーション企画には、院長も積極的に参加されて大いに盛り上がります。また院内には 9 つの運動クラブがあり、それぞれ練習に取り組み県内外の大会に参加するなどしています。

基準 3：受動喫煙防止対策

平成 30 年に健康増進法の一部改正が行われ、第 1 種施設である病院では敷地内禁煙であることが法で定められました。当院はそれ以前からすでに敷地内禁煙としており、今後『望まない受動喫煙をなくす』取り組みを継続していきます。

基準 4：健康情報の定期提供

県や市から定期的に健康レシピや手軽にできる運動などの健康づくり情報が届きます。ほかに院内の労働安全衛生委員会から発信する情報（減量支援や腰痛予防対策など）を織り交ぜて、月に 1 回の健診室便りを院内 WEB で発信しています。

基準 5：事業所ぐるみの健康増進の取り組み

県の健康アプリ『おおいた歩得』と活用した運動推進の取り組みを行っています。職員の半数以上がアプリをダウンロードしており、県主催の職場対抗戦や院内で実施する＜院長杯院内対抗戦＞にチームを作って参加しています。部署内や部署・職種の垣根を超えてのチーム構成もあり、コミュニケーションの円滑化も図れています。モットーは＜楽しく歩く＞です。

上記に紹介しているのは一部です。ほかにも様々な健康づくりの取り組みを実施しています。

職員の健康保持・増進のために、今後も継続するとともに新たな取り組みも積極的に企画・実施していきます。